プロジェクト　**収益認識**

項目　**本日の検討の概要**

本日の検討の概要

（IASB 及び FASB の公開草案への対応）

1. 審議事項(3)-2 を用いて国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）における現在の審議状況の概要を説明する。

2. また、2015 年 7 月 30 日に IASB から公表された公開草案「IFRS 第 15 号の明確化（IFRS 第 15 号の修正案）」（以下「IASB 公開草案」という。）について検討を行う。IASB 公開草案に関する現在までの審議状況については以下のとおりである。

本人か代理人かの検討	以下の親委員会及び専門委員会にて審議を行っている。 ・第 55 回専門委員会（2015 年 8 月 24 日開催） ・第 318 回親委員会（2015 年 8 月 26 日開催） ・第 57 回専門委員会（2015 年 9 月 18 日開催） ・第 320 回親委員会（2015 年 9 月 25 日開催） ・第 58 回専門委員会（2015 年 10 月 5 日開催） ・第 321 回親委員会（2015 年 10 月 9 日開催） ・第 59 回専門委員会（2015 年 10 月 20 日開催）
移行時の実務上の便法及びその他のトピック	以下の親委員会及び専門委員会にて審議を行っている。 ・第 56 回専門委員会（2015 年 9 月 4 日開催） ・第 319 回親委員会（2015 年 9 月 11 日開催） ・第 57 回専門委員会（2015 年 9 月 18 日開催） ・第 58 回専門委員会（2015 年 10 月 5 日開催） ・第 321 回親委員会（2015 年 10 月 9 日開催） ・第 59 回専門委員会（2015 年 10 月 20 日開催）
履行義務の識別及び知的財産ライセンス	以下の専門委員会にて審議を行っている。 ・第 57 回専門委員会（2015 年 9 月 18 日開催） ・第 59 回専門委員会（2015 年 10 月 20 日開催）

3. 本日は IASB 公開草案へのコメント対応に関して、コメント・レター全文について、その具体的な文案をご審議いただきたい。なお、IASB 公開草案のコメント提出期限は 2015 年 10 月 28 日であることから、本日の委員会においていただいたご意見等を踏まえて適宜修文を行った上で、コメント・レターを IASB に対して提出することを予定している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

4. これまでの専門委員会及び親委員会の審議を踏まえた事務局の対応方針を審議事項(3)-3 に記載している。

5. 前項の考えを踏まえて事務局が修正した IASB 公開草案に対するコメント文案を審議事項(3)-4-1 及び審議事項(3)-4-2 に記載している。

6. 併せて、2015 年 8 月 31 日にFASBから公表された会計基準更新書案「顧客との契約から生じる収益（Topic 606）：本人か代理人かの検討（収益の総額表示か純額表示か）」[1]へのコメント文案についてご審議いただきたい。こちらについても、本日の委員会においていただいたご意見等を踏まえて適宜修文を行った上で、コメント・レターをFASBに対して提出することを予定している（審議事項(3)-5-1 及び審議事項(3)-5-2）。

7. さらに、2015 年 9 月 30 日に FASB から公表された会計基準更新書案「顧客との契約から生じる収益（Topic 606）：限定的な範囲の改善及び実務上の便法」について、対応の方向性をご審議いただきたい（審議事項(3)-6）。

（日本基準の開発）

8. 第 311 回企業会計基準委員会（平成 27 年 5 月 15 日開催）における審議結果に基づき、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討については、当面、以下の手順で議論を行っていくこととしている。

   (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
   (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
   (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表

9. これまで前項(1)及び(2)に関して、IFRS 第 15 号の概要及び生じる可能性がある主な論点のうち表示及び開示の論点以外について、審議を行っている。

10. また、想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、ご報告頂き、審議を行った。

11. 本日は、第 8 項(1)及び(2)に関して、IFRS 第 15 号の概要及び生じる可能性がある主な論点のうち、表示及び開示の論点についてご審議いただきたい（審議事項(3)-7）。

以　上

[1] IASB 公開草案で提案されている「本人か代理人かの検討」と基本的に同様の内容であり、事務局の対応方針を審議事項(3)-3 に記載している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。